

令和4年度

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金

茨城県では、コロナ禍において原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減及び県内産業におけるエネルギーの転換を図るとともに、本県の温室効果ガスの排出削減に資することを目的として、事業者が県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助します。

補助対象事業

茨城県内の事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を設置し、原則、発電した電力を自家消費すること。

補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額
自家消費型 太陽光発電設備	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、1億2,000万円を上限とする。 ①発電出力×12万円/kW ②補助対象経費に1/2を乗じた額
蓄電池	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、自家消費型太陽光発電設備の上限額に相当する発電出力に9万円を乗じた額を上限とする。 ①蓄電容量×9万円/kWh ②補助対象経費に1/2を乗じた額

※自家消費型太陽光発電設備とは、茨城県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備をいいます。

※蓄電池とは、自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備をいいます。

※補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な設計費・設備費・工事費とします。

補助対象となる事業者

法人、個人事業主

※法人税法第2条第5号に規定する公共法人等を除きます。

お問い合わせ先 茨城県県民生活環境部環境政策課

電話：029-301-2939（平日9:00～17:00）

※本補助金の申請受付及びお問い合わせについては、今後、県の委託業者が決定次第、当該事業者となります。詳細は、県ホームページをご確認願います。



茨城県

申請受付期間

受付期間	予算額
令和4年8月8日（月）から 令和4年8月29日（月） 17:00 まで（必着・厳守）	15億7,500万円 【発電出力が50kW未満】 ・ 5億2,500万円 【発電出力の制限なし】 ・ 10億5,000万円

※申請は、予算額の範囲内で先着順に受付します。

※予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。

※一次募集において予算に残額がある場合、二次募集を行うことがあります。

申請方法

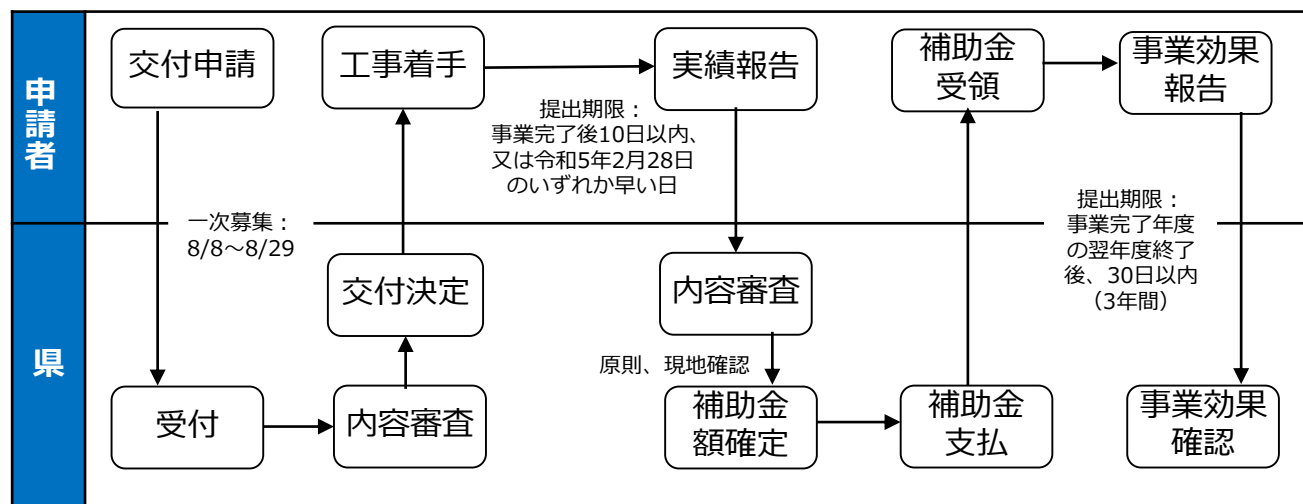
電子メールまたは郵送（必着）

※申請書類、添付書類及び提出先は、県ホームページをご確認願います。

補助事業実施期限

令和5年2月28日（火）（厳守）

主な手続きの流れ



※交付決定前に契約・発注、工事に着手した場合は補助対象外となります。

注意事項

申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyuu/ibaraki-energy-shift.html>

